官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（一一一三）　二
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（一一一四）
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一五）　三
〔省　令〕
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令（財務四九）
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令（経済産業六〇）　四
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一一一四）　五
○大韓民国産炭酸二カリウムに対して不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件（財務一八四）　一六
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（同一八五）　一七
○中華人民共和国産若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（同一八六）　一九
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　二二
裁判所
破産、免責、再生関係　二二
特殊法人等
令和七年度総務省共済組合の決算、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二五
会社その他
会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百二十三号）（財務省）

1　大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、関税定率法第八条第二十五項に基づき、不当廉売関税の課税期間を令和十三年七月七日まで延長することとする。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則関係）

◇ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第二百二十四号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は中国若しくは台湾から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定める。

(1)　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地等及び課税期間並びに暫定的な不当廉売関税を課さない場合を定める。（第一条関係）

(2)　暫定的な不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

(3)　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）

(4)　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

(5)　その他所要の規定の整備を行う。

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十五号）（厚生労働省）

1　年金生活者支援給付金の所得基準額等

老齢基礎年金の額の改定に伴い、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項に規定する所得基準額等を改定する。（第一条、第六条関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　令和八年九月以前の月分として支給される年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）